

国民年金法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

一 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（抄）	1
二 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）（抄）	3
三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）	7
四 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）（抄）	12
五 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）（抄）	15
六 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）（抄）	24
七 国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）（抄）	27
八 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十三号）（抄）	49

九 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する

法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）（抄）……………

十 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う

経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）（抄）……………

◎ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）  
（第一条関係）

（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（法第九十四条第三項の政令で定める額）</p> <p>第十条 法第九十四条第三項に規定する政令で定める額は、法第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた月及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされた月（以下この項において「免除月」と総称する。）の属する次の表の上欄に掲げる年度に係る保険料を追納する場合において、当該免除月に係る保険料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。ただし、免除月が平成二十八年三月であつて、平成三十年四月に追納する場合は、この限りでない。</p>			
平成二十年度	〇・〇五三	平成十九年度	〇・〇六七
平成二十一年度	〇・〇四一	平成二十年	〇・〇五二
平成二十二年	〇・〇二八	平成二十一年度	〇・〇四〇

2  
(略)

平成二十三年度	〇・〇一九
平成二十四年度	〇・〇一二
平成二十五年度	〇・〇〇六
平成二十六年	〇・〇〇二
平成二十七年	〇・〇〇一

2  
厚生労働大臣は、追納に係る期間の各月の保険料の額に前項に規定する額を加算した額（保険料を追納する場合に納付すべき額）を告示するものとする。

平成二十二年度	〇・〇二七
平成二十三年度	〇・〇一八
平成二十四年度	〇・〇一一
平成二十五年	〇・〇〇五
平成二十六年	〇・〇〇一

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）（抄）  
 （第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第三百三十六条 特別一時金の額は、昭和六十年改正法附則第九十四条第一項に規定する対象旧保険料納付済期間（以下単に「対象旧保険料納付済期間」という。）に依じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。</p>		<p>第三百三十六条 特別一時金の額は、昭和六十年改正法附則第九十四条第一項に規定する対象旧保険料納付済期間（以下単に「対象旧保険料納付済期間」という。）に依じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。</p>	
対象旧保険料納付済期間	金額	対象旧保険料納付済期間	金額
一年以下の期間	二八、一〇〇円	一年以下の期間	二八、〇〇〇円
一年を超え二年に達するまでの期間	五六、三〇〇円	一年を超え二年に達するまでの期間	五六、〇〇〇円
二年を超え三年に達するまでの期間	八四、五〇〇円	二年を超え三年に達するまでの期間	八四、一〇〇円
三年を超え四年に達するまでの期間	一一二、七〇〇円	三年を超え四年に達するまでの期間	一一二、一〇〇円
四年を超え五年に達するまでの期間	一四〇、九〇〇円	四年を超え五年に達するまでの期間	一四〇、二〇〇円
五年を超え六年に達するまでの期間	一六九、〇〇〇円	五年を超え六年に達するまでの期間	一六八、二〇〇円

六年を超え七年に達するまでの期間	一九七、四〇〇円
七年を超え八年に達するまでの期間	二二五、六〇〇円
八年を超え九年に達するまでの期間	二五三、七〇〇円
九年を超え十年に達するまでの期間	二八一、八〇〇円
十年を超え十一年に達するまでの期間	三二〇、〇〇〇円
十一年を超え十二年に達するまでの期間	三三八、三〇〇円
十二年を超え十三年に達するまでの期間	三六六、三〇〇円
十三年を超え十四年に達するまでの期間	三九四、五〇〇円
十四年を超え十五年に達するまでの期間	四二二、七〇〇円
十五年を超え十六年に達するまでの期間	四五〇、九〇〇円
十六年を超え十七年に達するまでの期間	四七九、〇〇〇円
十七年を超え十八年に達するまでの期間	五〇七、二〇〇円
十八年を超え十九年に達するまでの期間	五三五、六〇〇円

六年を超え七年に達するまでの期間	一九六、四〇〇円
七年を超え八年に達するまでの期間	二二四、五〇〇円
八年を超え九年に達するまでの期間	二五二、四〇〇円
九年を超え十年に達するまでの期間	二八〇、四〇〇円
十年を超え十一年に達するまでの期間	三〇八、五〇〇円
十一年を超え十二年に達するまでの期間	三三六、六〇〇円
十二年を超え十三年に達するまでの期間	三六四、五〇〇円
十三年を超え十四年に達するまでの期間	三九二、五〇〇円
十四年を超え十五年に達するまでの期間	四二〇、六〇〇円
十五年を超え十六年に達するまでの期間	四四八、七〇〇円
十六年を超え十七年に達するまでの期間	四七六、六〇〇円
十七年を超え十八年に達するまでの期間	五〇四、七〇〇円
十八年を超え十九年に達するまでの期間	五三一、九〇〇円

十九年を超え二十年に達するまでの期間	五六三、七〇〇円
二十年を超え二十一年に達するまでの期間	五九一、九〇〇円
二十一年を超え二十二年に達するまでの期間	六二〇、一〇〇円
二十二年を超え二十三年に達するまでの期間	六四八、二〇〇円
二十三年を超え二十四年に達するまでの期間	六七六、三〇〇円
二十四年を超え二十五年に達するまでの期間	七〇四、五〇〇円

2  
(略)

十九年を超え二十年に達するまでの期間	五六〇、九〇〇円
二十年を超え二十一年に達するまでの期間	五八九、〇〇〇円
二十一年を超え二十二年に達するまでの期間	六一七、〇〇〇円
二十二年を超え二十三年に達するまでの期間	六四五、〇〇〇円
二十三年を超え二十四年に達するまでの期間	六七二、九〇〇円
二十四年を超え二十五年に達するまでの期間	七〇一、〇〇〇円

2 旧国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る対象  
旧保険料納付済期間を有する者に支給する特別一時金の額は、前項の  
規定にかかわらず、同項に定める額に、当該保険料に係る対象旧保  
料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額を加算した  
額とする。

当該保険料に係る対象旧保険料納付済期間	金 額
一年以下の期間	四、八〇〇円
一年を超え二年に達するまでの期間	九、六〇〇円
二年を超え三年に達するまでの期間	一四、四〇〇円

三年を超え四年に達するまでの期間	一九、二〇〇円
四年を超え五年に達するまでの期間	二四、〇〇〇円
五年を超え六年に達するまでの期間	二八、八〇〇円
六年を超え七年に達するまでの期間	三三、六〇〇円
七年を超え八年に達するまでの期間	三八、四〇〇円
八年を超え九年に達するまでの期間	四三、二〇〇円
九年を超え十年に達するまでの期間	四八、〇〇〇円
十年を超え十一年に達するまでの期間	五二、八〇〇円
十一年を超え十二年に達するまでの期間	五七、六〇〇円
十二年を超え十三年に達するまでの期間	六二、四〇〇円
十三年を超え十四年に達するまでの期間	六七、二〇〇円
十四年を超え十五年に達するまでの期間	七二、〇〇〇円
十五年を超え十五年六月に達するまでの期間	七六、八〇〇円



◎ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
 施行令（平成八年政令第十八号）（抄）  
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第四条、第九条関係）		別表（第四条、第九条関係）	
昭和三十六年度	八・七九六	昭和三十六年度	八・七八六
昭和三十七年度	八・二八五	昭和三十七年度	八・二七六
昭和三十八年度	七・八〇一	昭和三十八年度	七・七九二
昭和三十九年度	七・三四二	昭和三十九年度	七・三三四
昭和四十年 度	六・九〇七	昭和四十年 度	六・八九九
昭和四十一年 度	六・四九五	昭和四十一年 度	六・四八七
昭和四十二年 度	六・一〇四	昭和四十二年 度	六・〇九七
昭和四十三年 度	五・七三四	昭和四十三年 度	五・七二七

昭和四十四年度	五・三八三
昭和四十五年度	五・〇五〇
昭和四十六年度	四・七三五
昭和四十七年度	四・四三六
昭和四十八年度	四・一五二
昭和四十九年度	三・八八四
昭和五十年	三・六二九
昭和五十一年度	三・三八八
昭和五十二年	三・一五九
昭和五十三年度	二・九四二
昭和五十四年度	二・七三七
昭和五十五年度	二・五四二
昭和五十六年度	二・三五七

昭和四十四年度	五・三七六
昭和四十五年度	五・〇四四
昭和四十六年度	四・七二九
昭和四十七年度	四・四三〇
昭和四十八年度	四・一四七
昭和四十九年度	三・八七九
昭和五十年	三・六二四
昭和五十一年度	三・三八三
昭和五十二年	三・一五五
昭和五十三年度	二・九三八
昭和五十四年度	二・七三三
昭和五十五年度	二・五三八
昭和五十六年度	二・三五四

平成六年度	平成五年度	平成四年度	平成三年度	平成二年度	平成元年度	昭和六十三年度	昭和六十二年度	昭和六十一年度	昭和六十年度	昭和五十九年度	昭和五十八年度	昭和五十七年度
〇・六七四	〇・七六六	〇・八六三	〇・九六五	一・〇七四	一・一八八	一・三〇八	一・四三五	一・五六九	一・七二〇	一・八五九	二・〇一六	二・一八二

平成六年度	平成五年度	平成四年度	平成三年度	平成二年度	平成元年度	昭和六十三年度	昭和六十二年度	昭和六十一年度	昭和六十年度	昭和五十九年度	昭和五十八年度	昭和五十七年度
〇・六七二	〇・七六四	〇・八六一	〇・九六三	一・〇七一	一・一八五	一・三〇六	一・四三二	一・五六六	一・七〇七	一・八五六	二・〇一三	二・一七九

平成七年度	〇・五八七
平成八年度	〇・五〇四
平成九年度	〇・四二五
平成十年度	〇・三五一
平成十一年度	〇・二九九
平成十二年度	〇・二四九
平成十三年度	〇・二〇一
平成十四年度	〇・一五五
平成十五年度	〇・一三八
平成十六年度	〇・一二二
平成十七年度	〇・一〇二
平成十八年度	〇・〇八四
平成十九年度	〇・〇六八

平成七年度	〇・五八五
平成八年度	〇・五〇二
平成九年度	〇・四二四
平成十年度	〇・三五〇
平成十一年度	〇・二九八
平成十二年度	〇・二四八
平成十三年度	〇・二〇〇
平成十四年度	〇・一五四
平成十五年度	〇・一三七
平成十六年度	〇・一二一
平成十七年度	〇・一〇一
平成十八年度	〇・〇八三
平成十九年度	〇・〇六七

平成二十年度	〇・〇五三
平成二十一年度	〇・〇四一
平成二十二年 度	〇・〇二八
平成二十三年 度	〇・〇一九
平成二十四年 度	〇・〇二二
平成二十五年 度	〇・〇〇六
平成二十六年 度	〇・〇〇二
平成二十七年 度	〇・〇〇一

平成二十年度	〇・〇五二
平成二十一年 度	〇・〇四〇
平成二十二年 度	〇・〇二七
平成二十三年 度	〇・〇一八
平成二十四年 度	〇・〇一一
平成二十五年 度	〇・〇〇五
平成二十六年 度	〇・〇〇一

◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）（抄）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（改正前国共済法及び旧国共済法による年金たる給付に係る国民年金法等の支給停止に関する規定等の読替え等）</p> <p>第二十六条 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる法令の規定、在職支給停止に関する規定（厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一条第一項及び第三項、第二十四条第四項から第六項まで並びに第二十六条の規定をいう。以下この項及び第三項において同じ。）<u>、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第三条の四、第三条の四の二及び第三条の六の二の規定並びに国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号。以下この項において「改定率改定政令」という。）別表第二の規定とし、平成八年改正法附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付について、これらの規定（在職支給停止に関する規定を除く。）を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>			<p>（改正前国共済法及び旧国共済法による年金たる給付に係る国民年金法等の支給停止に関する規定等の読替え等）</p> <p>第二十六条 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる法令の規定、在職支給停止に関する規定（厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一条第一項及び第三項、第二十四条第四項から第六項まで並びに第二十六条の規定をいう。以下この項及び第三項において同じ。）<u>、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第三条の四、第三条の四の二及び第三条の六の二の規定並びに国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号。以下この項において「改定率改定政令」という。）別表第二の規定とし、平成八年改正法附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付について、これらの規定（在職支給停止に関する規定を除く。）を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改定率改定政令別表第一号	被保険者	旧適用法人共済組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。以下同じ。）の組合員
改定率改定政令別表第一号から第二十二号まで	被保険者	旧適用法人共済組合の組合員

2・3 (略)

改定率改定政令別表第一号	被保険者	旧適用法人共済組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。以下同じ。）の組合員
改定率改定政令別表第一号から第二十一号まで	被保険者	旧適用法人共済組合の組合員

2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。第三十五条第二項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令第三条の九の二の規定は、前項の規定により厚生年金保険法第五十六条第二号の規定を読み替えて適用する場合について準用する。この場合において、同令第三条の九の二第三号中「障害年金」とあるのは、「障害年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律

第八十二号) 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。)と読み替えるものとする。

3 平成八年改正法附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付について、在職支給停止に関する規定を適用する場合には、平成二十七年国共済経過措置政令第十八条(同条第一項の表改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の項、改正後厚生年金保険法第四十六条第五項の項及び改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項の項から改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十四項の項までに係る部分に限る。)及び第四十九条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----



◎ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）（抄）  
 （第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条、第三条、第八条関係）		別表第一（第二条、第三条、第八条関係）	
昭和三十六年度	八・七九六	昭和三十六年度	八・七八六
昭和三十七年度	八・二八五	昭和三十七年度	八・二七六
昭和三十八年度	七・八〇一	昭和三十八年度	七・七九二
昭和三十九年度	七・三四二	昭和三十九年度	七・三三四
昭和四十年 度	六・九〇七	昭和四十年 度	六・八九九
昭和四十一年 度	六・四九五	昭和四十一年 度	六・四八七
昭和四十二年 度	六・一〇四	昭和四十二年 度	六・〇九七
昭和四十三年 度	五・七三四	昭和四十三年 度	五・七二七
昭和四十四年 度	五・三八三	昭和四十四年 度	五・三七六

昭和五十七年度	昭和五十六年度	昭和五十五年度	昭和五十四年度	昭和五十三年度	昭和五十二年度	昭和五十一年度	昭和五十年度	昭和四十九年度	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度
二・一八二	二・三五七	二・五四二	二・七三七	二・九四二	三・一五九	三・三八八	三・六二九	三・八八四	四・一五二	四・四三六	四・七三五	五・〇五〇

昭和五十七年度	昭和五十六年度	昭和五十五年度	昭和五十四年度	昭和五十三年度	昭和五十二年度	昭和五十一年度	昭和五十年度	昭和四十九年度	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度
二・一七九	二・三五四	二・五三八	二・七三三	二・九三八	三・一五五	三・三八三	三・六二四	三・八七九	四・一四七	四・四三〇	四・七二九	五・〇四四

昭和五十八年度	二・〇一六
昭和五十九年度	一・八五九
昭和六十年度	一・七一〇
昭和六十一年度	一・五六九
昭和六十二年度	一・四三五
昭和六十三年度	一・三〇八
平成元年度	一・一八八
平成二年度	一・〇七四
平成三年度	〇・九六五
平成四年度	〇・八六三
平成五年度	〇・七六六
平成六年度	〇・六七四
平成七年度	〇・五八七

昭和五十八年度	二・〇一三
昭和五十九年度	一・八五六
昭和六十年度	一・七〇七
昭和六十一年度	一・五六六
昭和六十二年度	一・四三二
昭和六十三年度	一・三〇六
平成元年度	一・一八五
平成二年度	一・〇七一
平成三年度	〇・九六三
平成四年度	〇・八六一
平成五年度	〇・七六四
平成六年度	〇・六七二
平成七年度	〇・五八五

平成二十年度	平成十九年度	平成十八年度	平成十七年度	平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度
〇・〇五三	〇・〇六八	〇・〇八四	〇・一〇二	〇・一二二	〇・一三八	〇・一五五	〇・二〇一	〇・二四九	〇・二九九	〇・三五一	〇・四二五	〇・五〇四

平成二十年度	平成十九年度	平成十八年度	平成十七年度	平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度
〇・〇五二	〇・〇六七	〇・〇八三	〇・一〇一	〇・一二一	〇・一三七	〇・一五四	〇・二〇〇	〇・二四八	〇・二九八	〇・三五〇	〇・四二四	〇・五〇二

別表第二(第二十二條關係)

昭和四十年度	昭和三十九年度	昭和三十八年度	昭和三十七年度	昭和三十六年度	平成二十七年 度	平成二十六年 度	平成二十五年 度	平成二十四年 度	平成二十三年 度	平成二十二年 度	平成二十一年 度
三・六八九	三・八七二	四・二四二	四・五九九	四・八九五	〇・〇〇一	〇・〇〇二	〇・〇〇六	〇・〇一二	〇・〇一九	〇・〇二八	〇・〇四一

別表第二(第二十二條關係)

昭和四十年度	昭和三十九年度	昭和三十八年度	昭和三十七年度	昭和三十六年度	平成二十六年 度	平成二十五年 度	平成二十四年 度	平成二十三年 度	平成二十二年 度	平成二十一年 度
三・六六六	三・八四八	四・二一六	四・五七一	四・八六六	〇・〇〇一	〇・〇〇五	〇・〇一一	〇・〇一八	〇・〇二七	〇・〇四〇

昭和五十三年度	昭和五十二年 度	昭和五十一年 度	昭和五十年 度	昭和四十九年 度	昭和四十八年 度	昭和四十七年 度	昭和四十六年 度	昭和四十五年 度	昭和四十四年 度	昭和四十三年 度	昭和四十二年 度	昭和四十一年 度
〇・六六四	〇・七九九	〇・九六八	一・一九八	一・七〇八	二・〇二五	二・一七三	二・三七三	二・六三三	二・八二二	三・〇二四	三・一八五	三・三九九

昭和五十三年度	昭和五十二年 度	昭和五十一年 度	昭和五十年 度	昭和四十九年 度	昭和四十八年 度	昭和四十七年 度	昭和四十六年 度	昭和四十五年 度	昭和四十四年 度	昭和四十三年 度	昭和四十二年 度	昭和四十一年 度
〇・六五六	〇・七九〇	〇・九五八	一・一八七	一・六九五	二・〇一〇	二・一五七	二・三五六	二・六一五	二・八〇三	三・〇〇四	三・一六四	三・三七七

平成三年度	平成二年度	平成元年度	昭和六十三年度	昭和六十二年度	昭和六十一年度	昭和六十年度	昭和五十九年度	昭和五十八年度	昭和五十七年度	昭和五十六年度	昭和五十五年度	昭和五十四年度
○・一六六	○・二〇二	○・二三〇	○・二三八	○・二四〇	○・二四七	○・二七二	○・三〇一	○・三二六	○・三六三	○・四三〇	○・五四〇	○・五九七

平成三年度	平成二年度	平成元年度	昭和六十三年度	昭和六十二年度	昭和六十一年度	昭和六十年度	昭和五十九年度	昭和五十八年度	昭和五十七年度	昭和五十六年度	昭和五十五年度	昭和五十四年度
○・一六〇	○・一九六	○・二二四	○・二三二	○・二三三	○・二四一	○・二六六	○・二九五	○・三一九	○・三五六	○・四二三	○・五三二	○・五八九

平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度	平成四年度
〇・〇六二	〇・〇六二	〇・〇六二	〇・〇六二	〇・〇六二	〇・〇六二	〇・〇六九	〇・〇八八	〇・〇八九	〇・〇八九	〇・〇九七	〇・一一一	〇・一二九

平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度	平成四年度
〇・〇五七	〇・〇五七	〇・〇五七	〇・〇五七	〇・〇五七	〇・〇五七	〇・〇六三	〇・〇八三	〇・〇八四	〇・〇八四	〇・〇九一	〇・一〇五	〇・一二三



平成十七年度	○・〇六二
平成十八年度	○・〇六二
平成十九年度	○・〇五九
平成二十年度	○・〇五九
平成二十一年度	○・〇四五
平成二十二年度	○・〇四五
平成二十三年度	○・〇四五
平成二十四年度	○・〇四五
平成二十五年度	○・〇四五

平成十七年度	○・〇五七
平成十八年度	○・〇五七
平成十九年度	○・〇五四
平成二十年度	○・〇五四
平成二十一年度	○・〇三九
平成二十二年度	○・〇三九
平成二十三年度	○・〇三九
平成二十四年度	○・〇三九

◎ 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）（抄）

（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（平成三十年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定の特例）</p> <p>第十三条の二 平成二十七年三月三十一日において第四条第一項（同項の表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項（平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第二項（同項の表昭和六十年改正法附則第七十八条の二の項に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていた者（平成十三年十二月以前の厚生年金保険の被保険者期間（以下この項において「被保険者期間」という。）を有する者を除く。）に係る平成三十年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率（次項において「平成三十年度従前額改定率」という。）は、国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）第六条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、一・〇三一にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。</p>	<p>（平成二十九年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定の特例）</p> <p>第十三条の二 平成二十七年三月三十一日において第四条第一項（同項の表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項（平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第二項（同項の表昭和六十年改正法附則第七十八条の二の項に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていた者（平成十三年十二月以前の厚生年金保険の被保険者期間（以下この項において「被保険者期間」という。）を有する者を除く。）に係る平成二十九年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率（次項において「平成二十九年従前額改定率」という。）は、国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）第六条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、一・〇三一にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。</p>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 平成二十七年三月三十一日において第十二条第二項（同項の表廃止前農林共済法の項（廃止前農林共済法第三十七条第一項第一号、第四十二条第一項第一号及び第二項第一号、第四十七条第一項第一号イ及び第二号イ並びに第二項第一号並びに附則第九条第二項第二号に係る部分に限る。）又は平成十二年農林共済改正法の項に係る部分に限る。）又は第四項（同項の表第十四条の二第一項の項又は第十四条の三第一項の項に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていた者（平成

平成十四年一月以後の被保険者期間のみを有する者 （平成十五年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	平成十五年一月以後の被保険者期間のみを有する者 （平成十七年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	平成十七年一月以後の被保険者期間のみを有する者 （平成二十二年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	平成二十二年一月以後の被保険者期間のみを有する者 （平成二十三年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	平成二十三年一月以後の被保険者期間のみを有する者
○・九六九	○・九七二	○・九七五	○・九七九	○・九八二

2 平成二十七年三月三十一日において第十二条第二項（同項の表廃止前農林共済法の項（廃止前農林共済法第三十七条第一項第一号、第四十二条第一項第一号及び第二項第一号、第四十七条第一項第一号イ及び第二号イ並びに第二項第一号並びに附則第九条第二項第二号に係る部分に限る。）又は平成十二年農林共済改正法の項に係る部分に限る。）又は第四項（同項の表第十四条の二第一項の項又は第十四条の三第一項の項に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていた者（平成

十三年十二月以前の第十二条第二項に規定する旧農林共済組合員期間を有する者を除く。)に係る平成三十年度従前額改定率は、国民年金法による改定率の改定等に関する政令第六条第一項の規定にかかわらず、一・〇三一に〇・九六九を乗じて得た率とする。

十三年十二月以前の第十二条第二項に規定する旧農林共済組合員期間を有する者を除く。)に係る平成二十九年度従前額改定率は、国民年金法による改定率の改定等に関する政令第六条第一項の規定にかかわらず、一・〇三一に〇・九六九を乗じて得た率とする。

◎ 国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）（抄）  
 （第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（平成三十年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定）</p> <p>第一条 平成三十年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率は、〇・九九八とする。</p> <p>（平成三十年度及び平成三十一年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率の改定）</p> <p>第二条 平成三十年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率は、〇・九六七とする。</p> <p>2 平成三十一年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率は、〇・九六五とする。</p> <p>（平成三十年度における国民年金法附則第九条の三の二第八項に規定する脱退一時金の額）</p> <p>第三条 平成三十年度における国民年金法附則第九条の三の二第八項に規定する脱退一時金の額は、次の表のとおりとする。</p>		<p>（平成二十九年年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定）</p> <p>第一条 平成二十九年年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率は、〇・九九八とする。</p> <p>（平成二十九年年度及び平成三十年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率の改定）</p> <p>第二条 平成二十九年年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率は、〇・九七六とする。</p> <p>2 平成三十年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率は、〇・九六七とする。</p> <p>（平成二十九年年度における国民年金法附則第九条の三の二第八項に規定する脱退一時金の額）</p> <p>第三条 平成二十九年年度における国民年金法附則第九条の三の二第八項に規定する脱退一時金の額は、次の表のとおりとする。</p>	
対象月数	金額	対象月数	金額

六月以上一二月未満	四九、〇二〇円
一二月以上一八月未満	九八、〇四〇円
一八月以上二四月未満	一四七、〇六〇円
二四月以上三〇月未満	一九六、〇八〇円
三〇月以上三六月未満	二四五、一〇〇円
三六月以上	二九四、一二〇円

(平成三十年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率に関する読替え等)

第四条 平成三十年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率については、同法別表を別表第一のとおり読み替えて、同法の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)を適用する。

2 平成三十年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第二項に規定する率については、同法附則別表第一を別表第二のとおり読み替えて、同法の規定(他の法令において引用する場合を含む。)を適用する。

3 平成三十年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項までに規定する率については、同法附則別表第二を別表第三のとおり読み替えて、同法の規定(他の法令において引用する場合を含む。)

六月以上一二月未満	四九、四七〇円
一二月以上一八月未満	九八、九四〇円
一八月以上二四月未満	一四八、四一〇円
二四月以上三〇月未満	一九七、八八〇円
三〇月以上三六月未満	二四七、三五〇円
三六月以上	二九六、八二〇円

(平成二十九年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率に関する読替え等)

第四条 平成二十九年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率については、同法別表を別表第一のとおり読み替えて、同法の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)を適用する。

2 平成二十九年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第二項に規定する率については、同法附則別表第一を別表第二のとおり読み替えて、同法の規定(他の法令において引用する場合を含む。)を適用する。

3 平成二十九年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項までに規定する率については、同法附則別表第二を別表第三のとおり読み替えて、同法の規定(他の法令において引用する場合を含む。)

む。)を適用する。

(平成三十一年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定等)

第六条 平成三十一年度における国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については〇・九九九とし、昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九九七とする。

2 平成十二年改正法附則別表第一平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間について、同表の下欄に定めるとおりとする。

(略)	(略)
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九一〇

別表第一(第四条第一項関係)

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五一

含む。)を適用する。

(平成二十九年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定等)

第六条 平成二十九年度における国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については〇・九九九とし、昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九九七とする。

2 平成十二年改正法附則別表第一平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間について、同表の下欄に定めるとおりとする。

(略)	(略)
-----	-----

別表第一(第四条第一項関係)

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九四八

平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五二
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四七

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者  
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五一
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五二
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四七

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者  
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
-----	-----

平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四九
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四九

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者  
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四八
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四九
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四九

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者  
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
-----	-----



平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五一
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五二
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四七

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者  
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五一
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五二
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四七

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者  
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四八
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四九
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四九

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者  
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四八
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四九
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四九

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者  
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

	(略)		(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五一		
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五二		
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七		
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四七		

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者  
 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に  
 応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

	(略)		(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五一		
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五二		
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七		
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四七		

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者  
 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分

	(略)		(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四八		
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四九		
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四九		

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者  
 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に  
 応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

	(略)		(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四八		
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四九		
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四九		

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者  
 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分

に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五一
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五二
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四七

八 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五一
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五二
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四七

に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四八
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四九
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四九

八 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四八
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四九
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四九

九 昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四五
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四五

十 昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四五

九 昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四六
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四七
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七

十 昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四六
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四七
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七

平成三十年四月から平成三十一年三月まで  
○・九四五

十一 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四五
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四五

十二 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五〇

十一 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四六
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四七
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七

十二 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四六
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四七

平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四五
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四五

十三 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四五
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四五

十四 昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九

平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七
---------------------	-------

十三 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四六
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四七
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七

十四 昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四六

平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四五
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四五

十五 昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四五
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四五

十六 昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
-----	-----

平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四七
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七

十五 昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四六
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四七
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七

十六 昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
-----	-----

平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四五
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四五

十七 昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四五
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四五

十八 昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四六
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四七
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七

十七 昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四六
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四七
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七

十八 昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率



	(略)		(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九		
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五〇		
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四五		
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四五		

十九 昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

	(略)		(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九		
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五〇		
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四五		
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四五		

二十 昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間

	(略)		(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四六		
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四七		
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七		

十九 昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

	(略)		(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四六		
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四七		
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七		

二十 昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間

の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

	(略)		(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九		
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五〇		
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四五		
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四五		

二十一 昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

	(略)		(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九		
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五〇		
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四五		
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四五		

の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

	(略)		(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四六		
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四七		
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七		

二十一 昭和二十五年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

	(略)		(略)
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四六		
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四七		
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四七		

二十二 昭和二十六年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた  
 月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同  
 表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・七五八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・四四〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・二四一
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・七七七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八九〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八三三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・〇二八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・二九九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二六一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六七一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四九〇

(新設)

昭和六十一年十月から昭和六十二年三月まで	一・二九〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三六三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四一八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四六九
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五四二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七一三
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八〇七
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九六六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三七八
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七九三
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八〇六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三八八
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・七四一

昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二六
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇五
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六七
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六七

平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九七九
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九七六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九五九
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七五
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九七八
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九七八
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九七六
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七五
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七二
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六六

平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五四
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九五〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九四五
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九四五

別表第二（第四条第二項関係）

一〇十九（略）

二十 昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
-----	-----

二十一 昭和二十六年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年二月以前	一四・五六七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九〇一

別表第二（第四条第二項関係）

一〇十九（略）

二十 昭和二十五年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(略)	(略)
-----	-----

(新設)

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五二一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六〇二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六七八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四八二
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五三一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七四〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三一六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三九六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三四九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六〇
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八四九
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三二



昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五〇
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六一
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四六九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四九
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四三
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九〇

別表第三（第四条第三項関係）

(略)	(略)
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和二十六年四月二日以後に生まれた者	一・二九〇

別表第三（第四条第三項関係）

(略)	(略)
昭和二十五年四月二日以後に生まれた者	一・二九〇



◎ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十三号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行
附則別表（附則第二条第二項関係） 一～五（略） 六 平成三十年度		附則別表（附則第二条第二項関係） 一～五（略） （新設）
昭和十五年度	七七二・九九六	
昭和十六年度	六五〇・五一二	
昭和十七年度	六三五・八六四	
昭和十八年度	六〇九・〇二三	
昭和十九年度	五六九・一一五	
昭和二十年度	五〇一・三〇四	
昭和二十一年度	四四二・七三一	

昭和二十二年 度	四六・七七〇
昭和二十三年 度	二〇・三二六
昭和二十四年 度	一〇・六七三
昭和二十五年 度	七・八四三
昭和二十六年 度	七・八四三
昭和二十七年 度	六・五九七
昭和二十八年 度	六・二三五
昭和二十九年 度	五・七九四
昭和三十年 度	五・三七九
昭和三十一年 度	五・三七九
昭和三十二年 度	五・三六〇
昭和三十三年 度	五・一六九
昭和三十四年 度	五・一六九

昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年度	昭和四十一年度	昭和四十年度	昭和三十九年度	昭和三十八年度	昭和三十七年度	昭和三十六年度	昭和三十五年度
二・一七三	二・三七三	二・六三三	二・八二二	三・〇二四	三・一八五	三・三九九	三・六八九	三・八七二	四・二四二	四・五九九	四・八九五	五・一〇八

昭和六十年度	昭和五十九年度	昭和五十八年度	昭和五十七年度	昭和五十六年度	昭和五十五年度	昭和五十四年度	昭和五十三年度	昭和五十二年度	昭和五十一年度	昭和五十年度	昭和四十九年度	昭和四十八年度
〇・二七二	〇・三〇一	〇・三二六	〇・三六三	〇・四三〇	〇・五四〇	〇・五九七	〇・六六四	〇・七九九	〇・九六八	一・一九八	一・七〇八	二・〇二五

平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度	平成四年度	平成三年度	平成二年度	平成元年度	昭和六十三年度	昭和六十二年度	昭和六十一年度
〇・〇六九	〇・〇八八	〇・〇八九	〇・〇八九	〇・〇九七	〇・一一一	〇・一二九	〇・一六六	〇・二〇二	〇・二三〇	〇・二三八	〇・二四〇	〇・二四七

昭和十五年 度	平成十一年度から平成十八年度まで	〇・〇六二
	平成十九年度	〇・〇五九
	平成二十年度	〇・〇五九
	平成二十一年度	〇・〇四五
	平成二十二年 度	〇・〇四五
	平成二十三年 度	〇・〇四五
	平成二十四年 度	〇・〇四五
	平成二十五 年度	〇・〇四五
	平成二十六 年度	〇・〇四〇
	平成二十七 年度	〇・〇一三
	平成二十八 年度	〇・〇〇五

別表（第二条、第四条関係）

昭和十五年 度	七六九・一四五
------------	---------

別表（第二条、第四条関係）



昭和十六年度	六五〇・五二二
昭和十七年度	六三五・八六四
昭和十八年度	六〇九・〇二三
昭和十九年度	五六九・一一五
昭和二十年度	五〇一・三〇四
昭和二十一年度	四四二・七三一
昭和二十二年度	四六・七七〇
昭和二十三年度	二〇・三二六
昭和二十四年度	一〇・六七三
昭和二十五年	七・八四三
昭和二十六年	七・八四三
昭和二十七年	六・五九七
昭和二十八年	六・二三五

昭和十六年度	六四七・二七〇
昭和十七年度	六三二・六九五
昭和十八年度	六〇五・九八八
昭和十九年度	五六六・二七八
昭和二十年度	四九八・八〇五
昭和二十一年度	四四〇・五二四
昭和二十二年	四六・五三二
昭和二十三年	二〇・二二〇
昭和二十四	一〇・六一四
昭和二十五年	七・七九九
昭和二十六年	七・七九九
昭和二十七年	六・五五九
昭和二十八年	六・一九九

昭和二十九年 度	五・七九四
昭和三十年 度	五・三七九
昭和三十一年 度	五・三七九
昭和三十二年 度	五・三六〇
昭和三十三年 度	五・一六九
昭和三十四年 度	五・一六九
昭和三十五年 度	五・一〇八
昭和三十六年 度	四・八九五
昭和三十七年 度	四・五九九
昭和三十八年 度	四・二四二
昭和三十九年 度	三・八七二
昭和四十年 度	三・六八九
昭和四十一年 度	三・三九九

昭和二十九年 度	五・七六〇
昭和三十年 度	五・三四七
昭和三十一年 度	五・三四七
昭和三十二年 度	五・三二八
昭和三十三年 度	五・一三八
昭和三十四年 度	五・一三八
昭和三十五年 度	五・〇七七
昭和三十六年 度	四・八六六
昭和三十七年 度	四・五七一
昭和三十八年 度	四・二一六
昭和三十九年 度	三・八四八
昭和四十年 度	三・六六六
昭和四十一年 度	三・三七七

昭和四十二年 度	三・一八五
昭和四十三年 度	三・〇二四
昭和四十四年 度	二・八二三
昭和四十五年 度	二・六三三
昭和四十六年 度	二・三七三
昭和四十七年 度	二・一七三
昭和四十八年 度	二・〇二五
昭和四十九年 度	一・七〇八
昭和五十年 度	一・一九八
昭和五十一年 度	〇・九六八
昭和五十二年 度	〇・七九九
昭和五十三年 度	〇・六六四
昭和五十四年 度	〇・五九七

昭和四十二年 度	三・一六四
昭和四十三年 度	三・〇〇四
昭和四十四年 度	二・八〇三
昭和四十五年 度	二・六一五
昭和四十六年 度	二・三五六
昭和四十七年 度	二・一五七
昭和四十八年 度	二・〇一〇
昭和四十九年 度	一・六九五
昭和五十年 度	一・一八七
昭和五十一年 度	〇・九五八
昭和五十二年 度	〇・七九〇
昭和五十三年 度	〇・六五六
昭和五十四年 度	〇・五八九

昭和五十五年度	○・五四〇
昭和五十六年度	○・四三〇
昭和五十七年度	○・三六三
昭和五十八年度	○・三二六
昭和五十九年度	○・三〇一
昭和六十年度	○・二七二
昭和六十一年度	○・二四七
昭和六十二年度	○・二四〇
昭和六十三年度	○・二三八
平成元年度	○・二三〇
平成二年度	○・二〇二
平成三年度	○・一六六
平成四年度	○・一二九

昭和五十五年度	○・五三二
昭和五十六年度	○・四二三
昭和五十七年度	○・三五六
昭和五十八年度	○・三一九
昭和五十九年度	○・二九五
昭和六十年度	○・二六六
昭和六十一年度	○・二四一
昭和六十二年度	○・二三三
昭和六十三年度	○・二三二
平成元年度	○・二二四
平成二年度	○・一九六
平成三年度	○・一六〇
平成四年度	○・一二三

平成十七年度	平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度
○・〇六二	○・〇六二	○・〇六二	○・〇六二	○・〇六二	○・〇六二	○・〇六二	○・〇六九	○・〇八八	○・〇八九	○・〇八九	○・〇九七	○・一一一

平成十七年度	平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度
○・〇五七	○・〇五七	○・〇五七	○・〇五七	○・〇五七	○・〇五七	○・〇五七	○・〇六三	○・〇八三	○・〇八四	○・〇八四	○・〇九一	○・一〇五

平成十八年度	○・〇六二
平成十九年度	○・〇五九
平成二十年度	○・〇五九
平成二十一年度	○・〇四五
平成二十二年	○・〇四五
平成二十三年	○・〇四五
平成二十四年	○・〇四五
平成二十五年	○・〇四五
平成二十六年	○・〇四〇
平成二十七年	○・〇一三
平成二十八年	○・〇〇五

平成十八年度	○・〇五七
平成十九年度	○・〇五四
平成二十年度	○・〇五四
平成二十一年度	○・〇三九
平成二十二年	○・〇三九
平成二十三年	○・〇三九
平成二十四年	○・〇三九
平成二十五年	○・〇三九
平成二十六年	○・〇三五
平成二十七年	○・〇〇八

◎ 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案								現行							
別表第一（第二条関係）								別表第一（第二条関係）							
昭和三十六年度	昭和三十七年度	昭和三十八年度	昭和三十九年度	昭和四十年 度	昭和四十一年 度	昭和四十二年 度	昭和四十三年 度	昭和三十六年度	昭和三十七年度	昭和三十八年度	昭和三十九年度	昭和四十一年 度	昭和四十二年 度	昭和四十三年 度	昭和四十三年 度
八・七九六	八・二八五	七・八〇一	七・三四二	六・九〇七	六・四九五	六・一〇四	五・七三四	八・七八六	八・二七六	七・七九二	七・三三四	六・八九九	六・四八七	六・〇九七	五・七二七

昭和四十四年度	五・三八三
昭和四十五年度	五・〇五〇
昭和四十六年度	四・七三五
昭和四十七年度	四・四三六
昭和四十八年度	四・一五二
昭和四十九年度	三・八八四
昭和五十年	三・六二九
昭和五十一年度	三・三八八
昭和五十二年	三・一五九
昭和五十三年度	二・九四二
昭和五十四年度	二・七三七
昭和五十五年度	二・五四二
昭和五十六年度	二・三五七

昭和四十四年度	五・三七六
昭和四十五年度	五・〇四四
昭和四十六年度	四・七二九
昭和四十七年度	四・四三〇
昭和四十八年度	四・一四七
昭和四十九年度	三・八七九
昭和五十年	三・六二四
昭和五十一年度	三・三八三
昭和五十二年	三・一五五
昭和五十三年度	二・九三八
昭和五十四年度	二・七三三
昭和五十五年度	二・五三八
昭和五十六年度	二・三五四



昭和五十七年度	二・一八二
昭和五十八年度	二・〇一六
昭和五十九年度	一・八五九
昭和六十年度	一・七一〇
昭和六十一年度	一・五六九
昭和六十二年度	一・四三五
昭和六十三年度	一・三〇八
平成元年度	一・一八八
平成二年度	一・〇七四
平成三年度	〇・九六五
平成四年度	〇・八六三
平成五年度	〇・七六六
平成六年度	〇・六七四

昭和五十七年度	二・一七九
昭和五十八年度	二・〇一三
昭和五十九年度	一・八五六
昭和六十年度	一・七〇七
昭和六十一年度	一・五六六
昭和六十二年度	一・四三二
昭和六十三年度	一・三〇六
平成元年度	一・一八五
平成二年度	一・〇七一
平成三年度	〇・九六三
平成四年度	〇・八六一
平成五年度	〇・七六四
平成六年度	〇・六七二

平成七年度	〇・五八七
平成八年度	〇・五〇四
平成九年度	〇・四二五
平成十年度	〇・三五一
平成十一年度	〇・二九九
平成十二年度	〇・二四九
平成十三年度	〇・二〇一
平成十四年度	〇・一五五
平成十五年度	〇・一三八
平成十六年度	〇・一二二
平成十七年度	〇・一〇二
平成十八年度	〇・〇八四
平成十九年度	〇・〇六八

平成七年度	〇・五八五
平成八年度	〇・五〇二
平成九年度	〇・四二四
平成十年度	〇・三五〇
平成十一年度	〇・二九八
平成十二年度	〇・二四八
平成十三年度	〇・二〇〇
平成十四年度	〇・一五四
平成十五年度	〇・一三七
平成十六年度	〇・一二一
平成十七年度	〇・一〇一
平成十八年度	〇・〇八三
平成十九年度	〇・〇六七

別表第二(第十四条関係)

昭和三十六年度	四・八九五	平成二十年度	〇・〇五三
昭和三十七年度	四・五九九	平成二十一年度	〇・〇四一
昭和三十八年度	四・二四二	平成二十二年度	〇・〇二八
昭和三十九年度	三・八七二	平成二十三年度	〇・〇一九
		平成二十四年度	〇・〇一二
		平成二十五年	〇・〇〇六
		平成二十六年	〇・〇〇二
		平成二十七年	〇・〇〇一

別表第二(第十四条関係)

昭和三十六年度	四・八六六	平成二十年度	〇・〇五二
昭和三十七年度	四・五七一	平成二十一年度	〇・〇四〇
昭和三十八年度	四・二一六	平成二十二年	〇・〇二七
昭和三十九年度	三・八四八	平成二十三年	〇・〇一八
		平成二十四年	〇・〇一一
		平成二十五年	〇・〇〇五
		平成二十六年	〇・〇〇一

昭和四十年 度	三・六八九
昭和四十一年 度	三・三九九
昭和四十二年 度	三・一八五
昭和四十三年 度	三・〇二四
昭和四十四年 度	二・八二二
昭和四十五年 度	二・六三三
昭和四十六年 度	二・三七三
昭和四十七年 度	二・一七三
昭和四十八年 度	二・〇二五
昭和四十九年 度	一・七〇八
昭和五十年 度	一・一九八
昭和五十一年 度	〇・九六八
昭和五十二年 度	〇・七九九

昭和四十年 度	三・六六六
昭和四十一年 度	三・三七七
昭和四十二年 度	三・一六四
昭和四十三年 度	三・〇〇四
昭和四十四年 度	二・八〇三
昭和四十五年 度	二・六一五
昭和四十六年 度	二・三五六
昭和四十七年 度	二・一五七
昭和四十八年 度	二・〇一〇
昭和四十九年 度	一・六九五
昭和五十年 度	一・一八七
昭和五十一年 度	〇・九五八
昭和五十二年 度	〇・七九〇

昭和五十三年度	○・六六四
昭和五十四年度	○・五九七
昭和五十五年度	○・五四〇
昭和五十六年度	○・四三〇
昭和五十七年度	○・三六三
昭和五十八年度	○・三二六
昭和五十九年度	○・三〇一
昭和六十年度	○・二七二
昭和六十一年度	○・二四七
昭和六十二年度	○・二四〇
昭和六十三年度	○・二三八
平成元年度	○・二三〇
平成二年度	○・二〇二

昭和五十三年度	○・六五六
昭和五十四年度	○・五八九
昭和五十五年度	○・五三二
昭和五十六年度	○・四二三
昭和五十七年度	○・三五六
昭和五十八年度	○・三一九
昭和五十九年度	○・二九五
昭和六十年度	○・二六六
昭和六十一年度	○・二四一
昭和六十二年度	○・二三三
昭和六十三年度	○・二三二
平成元年度	○・二二四
平成二年度	○・一九六

平成三年度	〇・一六六
平成四年度	〇・一二九
平成五年度	〇・一一一
平成六年度	〇・〇九七
平成七年度	〇・〇八九
平成八年度	〇・〇八九
平成九年度	〇・〇八八
平成十年度	〇・〇六九
平成十一年度	〇・〇六二
平成十二年度	〇・〇六二
平成十三年度	〇・〇六二
平成十四年度	〇・〇六二
平成十五年度	〇・〇六二

平成三年度	〇・一六〇
平成四年度	〇・一一三
平成五年度	〇・一〇五
平成六年度	〇・〇九一
平成七年度	〇・〇八四
平成八年度	〇・〇八四
平成九年度	〇・〇八三
平成十年度	〇・〇六三
平成十一年度	〇・〇五七
平成十二年度	〇・〇五七
平成十三年度	〇・〇五七
平成十四年度	〇・〇五七
平成十五年度	〇・〇五七

平成十六年度	○・〇六二
平成十七年度	○・〇六二
平成十八年度	○・〇六二
平成十九年度	○・〇五九
平成二十年度	○・〇五九
平成二十一年度	○・〇四五
平成二十二年	○・〇四五
平成二十三年	○・〇四五
平成二十四	○・〇四五
平成二十五	○・〇四五

平成十六年度	○・〇五七
平成十七年度	○・〇五七
平成十八年度	○・〇五七
平成十九年度	○・〇五四
平成二十年度	○・〇五四
平成二十一年度	○・〇三九
平成二十二年	○・〇三九
平成二十三年	○・〇三九
平成二十四	○・〇三九

◎ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）（抄）  
 （第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（平成二十六年改正法附則第十条第一項の政令で定める額）</p> <p>第五条 平成二十六年改正法附則第十条第一項の政令で定める額は、同項の規定により同項に規定する後納保険料（次項及び第七条において「後納保険料」という。）を納付する月（以下この項において「納付対象月」という。）が次の表の上欄に掲げる年度に属する場合において、当該納付対象月に係る国民年金の保険料に相当する額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。</p>			
平成二十五年	〇・〇三六	平成二十四年度	〇・〇四二
平成二十六年	〇・〇二二	平成二十五年	〇・〇二五
平成二十七年	〇・〇一一	平成二十六年	〇・〇一一

2 (略)

2

厚生労働大臣は、後納保険料の納付に係る期間の各月の国民年金の保険料に相当する額に前項に規定する額を加算した額（後納保険料を納付する



場合に納付すべき額)を告示するものとする。